

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	衛生薬務課	整理番号	4-7-13
処分の種類	旅館業の許可取消、営業停止命令				
根拠法令等・条項	・旅館業法 第8条				
処分の概要	<p>・都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項第3号に該当するに至つたときは、同条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。</p> <p>営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する罪(同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。) 3 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2章に規定する罪 				
処分基準	・旅館業法関係行政処分取扱要綱(別紙のとおり)。				
基準の制定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 第3条第2項第3号、第8条 第9条 ・旅館業法施行令 第1条 ・旅館業法関係行政処分取扱要綱 				